

標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務は、既存のストックマネジメント計画から調査箇所の選定を行い、管口カメラ調査を実施する。既存資料及び管口カメラ調査の結果に基づき、長期的視点で下水道施設の老朽化の進捗状況を考慮したリスク評価等による優先順位付けを行い、今後のストックマネジメント計画更新に役立て、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していくことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、沖縄市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 業務計画書
- (ホ) 完了届 (ヘ) 引渡書 (ト) 請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））、又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るために、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査・計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、土地利用、当該地域に係る下水道計画との関連性、事業の施工、施設の維持管理、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅延なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分な協議打合せの後施工するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.5 実測調査

実測調査は、調査結果が解析に正しく反映されるような適切に行うものとする。調査に先立ち調査計画を策定し、係員の承諾を受けなければならない。

第3章 設計

3.1 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指定する図書および本仕様書「第6章 準拠すべき図書」に基づき、発注者と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

3.2 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

3.3 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.4 事業計画図書等の確認

受託者は、「第2章 調査・計画」の各項の調査等と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書、竣工図書等の確認をしなければならない。

第4章 照査

4.1 照査の目的

受託者は、調査・計画・設計図書に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために照査を行わなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を行うため、相当な技術経験を有する照査技術者を選任しなければならない。

4.3 照査事項

照査員は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を行わなければならない。

- (1) 基本条件等の内容等について
- (2) 点検調査結果の分析・評価等について
- (3) 成果品内容について

第5章 提出図書

5.1 提出図書

- (1) 成果報告書 3部
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子データ

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (3) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）

- (4) 下水道用設計標準歩掛表－第3巻 設計委託－（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (8) 下水道用設計積算要領－土木総説編－（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道管路管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (11) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水管きょ改築等の工法選定手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (14) 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (17) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (18) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (19) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (20) マンホールの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (21) 管きょの修繕に関する設計・施工の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (22) 取り付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (23) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（下水道事業支援センター）
- (24) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (25) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- (26) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

6.2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。